

④

令和7年市議会2月定例会

報 告 事 項

静 岡 市

目 次

報告番号	件 目	頁
報告第1号	専決処分の報告について（静岡市健康福祉審議会条例の一部改正について）	3
報告第2号	専決処分の報告について（静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について）	4
報告第3号	専決処分の報告について（静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部改正について）	5
報告第4号	専決処分の報告について（静岡市下水道条例の一部改正について）	6
報告第5号	専決処分の報告について（交通事故、道路事故及び施設管理下における物損事故による損害賠償の額の決定について）	7
報告第6号	専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更について）	12

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市健康福祉審議会条例の一部改正について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年1月23日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例

静岡市健康福祉審議会条例（平成19年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第77条第1項」を「第72条第1項」に、「第23条第2項」を「第14条第2項」に改める。

第7条第2項中「第23条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条第4項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年1月24日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部改正について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年1月24日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例（平成15年静岡市条例第262号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第5項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年1月24日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市下水道条例の一部を改正する条例
静岡市下水道条例（平成15年静岡市条例第301号）の一部を次のように改正する。
第11条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年12月27日

静岡市長 難波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住所	氏名		
円 29,400 (車両修理費 相当額)	[REDACTED]	[REDACTED]	令和6年 10月1日 静岡市清水区 和田島 952番地1 地先	公用車で走行中、前方から走行してきた相手方車両と接触し、フロントバンパー等を損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年1月8日

静岡市長 難波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 24,000 (車両修理費)	[REDACTED]	[REDACTED]	令和6年 9月24日 静岡市葵区 城北地内	市道を走行中の相手方車両が、道路上の穴に落輪し、右前後輪タイヤ等を損傷させた事故である。
円 15,598 (車両修理費)	[REDACTED]	[REDACTED]	令和6年 11月3日 静岡市葵区 赤松地内	市道を走行中の相手方車両が、道路上の穴に落輪し、右前後輪タイヤを損傷させた事故である。
円 101,695 (車両修理費)	[REDACTED]	[REDACTED]	令和6年 11月27日 静岡市駿河区 聖一色地内	市道を走行中の相手方車両が、道路上の穴に落輪し、左前輪ホイール等を損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年1月14日

静岡市長 難波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 112,822 (慰謝料等)	[REDACTED]	法定代理人 [REDACTED]	令和6年 7月29日 静岡市葵区 北沼上地内 上坂隧道	市管理道を自転車で 走行中、トンネル内の飛 び出した固定金具に接 触し、左足背打撲挫創の 傷害を負わせるととも に、ランニングシューズ を損傷させた事故であ る。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年1月22日

静岡市長 難波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 395,451 (慰謝料等)			令和6年 6月30日 静岡市駿河区 用宗二丁目 18番1号地先	市管理道をランニングしていた相手方が、折れたラバーポールの基礎部分につまずき転倒し、右橈骨頭骨折の傷害を負わせるとともに、ランニングシューズを損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年1月23日

静岡市長 難波 喬 司

施設管理下における物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 30,230 (車両修理費)	[REDACTED]	[REDACTED]	令和6年 12月6日 静岡市葵区 田町五丁目地先 安倍川緑地	安倍川緑地に侵入しようとした相手方車両が、入口に設置された案内看板に接触し、車両右側側面を損傷させた事故である。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和7年1月23日

静岡市長 難波 喬 司

工事請負契約金額の変更について

工 事 名	契約金額 (円)	変 更 概 要
令和5年度都清工第3号 清水駅東口歩行者専用道線 ペDESTリアンデッキ上部工工事 (令和5年12月13日議決)	当初 737,000,000	交通誘導整備員は施工上必要な 人数を計上していたが、隣接工事と 施工ヤードが重複し、本工事での配 備が不要となったことから、交通誘 導整備員を減員する。 (第2回変更議決より 3,595,900円減額(0.45%減))
第1回変更	第1回変更後 786,344,900	
令和6年9月17日報告	第2回変更後 793,967,900	
第2回変更	第3回変更後 790,372,000	
令和6年12月11日議決		

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和7年1月27日

静岡市長 難波 喬 司

工事請負契約金額の変更について

工 事 名	契約金額 (円)	変 更 概 要
令和5年度河債第1号 刑務所南川改修工事 (令和6年10月15日議決)	当初 312,670,600 第1回変更後 307,137,600	地盤改良工を実施したところ、既設橋梁のコンクリート杭が確認されたため、既設杭を利用した基礎構造の一部を変更し、カルバート工を減工する。 (当初議決より 5,533,000円減額(1.77%減))